

附属機関等の運営に関する基本事項

(令和7年4月1日時点)

所管局：都市整備局

機関名称	東京都建築審査会
機関種別	附属機関
設置根拠法令等	建築基準法第78条第1項、東京都建築審査会条例
設置年月日	1950-11-24
機関の目的・所掌内容	建築指導事務の公正な運営を図るため、知事の附属機関として設置。建築物の許可に対する同意及び審査請求に対する裁決等を行う。
委員数	7 名 (うち、女性委員数 4 名)
会議公開	一部非公開
会議非公開理由	審査請求に対する裁決や建築物の許可についての同意に係る審議にあたり、以下に該当する場合は非公開とする。①個人のプライバシーに関する情報を保護②自由な意見交換が阻害されるおそれがあるとき③公正な建築審査会事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
議事録公開	公開
議事録非公開理由	
備考	
HPのURL	https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/kenchiku_kaihatsu/kenchiku_gyosei/ken_sinsa
問い合わせ先	都市整備局 市街地建築部 調整課 電話番号：03-5388-3334